

障がい者のための防災の手引き

～自助・共助・公助による連携～

岐阜県関市

令和4年3月 作成

令和8年3月 改訂

～はじめに～

この手引きは、大災害が発生した時、支援を要する障がい者や家族への情報を掲載することを目的にしています。

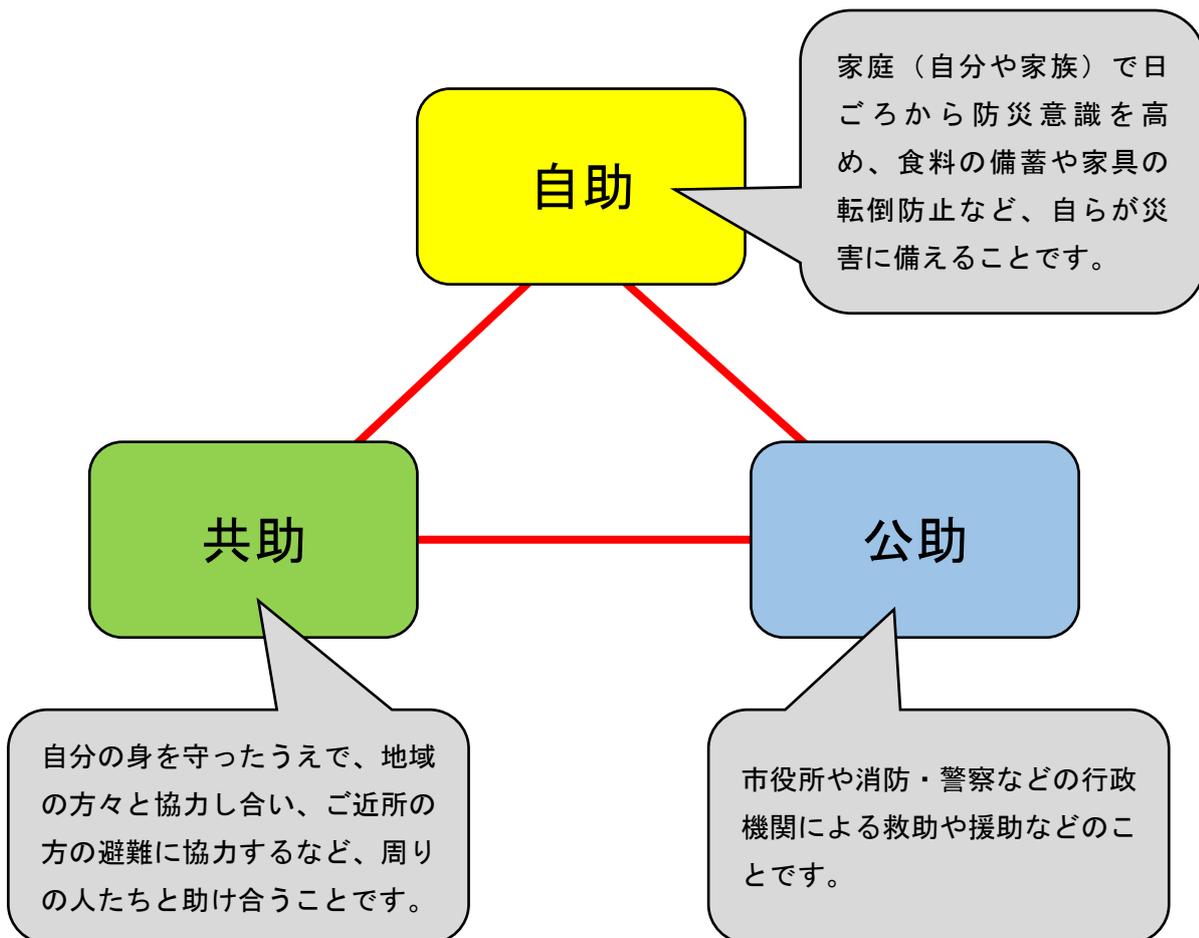
また、日頃からどのように災害に備えればいいのか、防災や減災のためのヒントを障がい別にまとめています。

2011年の東日本大震災では、障がい者手帳を持つ人の死亡率は、全住民の死亡率の2倍に上りました。

2016年の熊本地震でも、多くの障がい者や高齢者が必要な支援を受けられずに孤立しました。

障がい者や家族が再び“取り残される”ことのないよう、みなさんと一緒に考えていきたいと思えます。

参考：NHKホームページ「災害時障害者のためのサイト」
他自治体の防災の手引き



目次

【自助】 <障がい者向け>	- 4 -
1 災害発生前の備えをしておきましょう	- 4 -
(1) 環境整備は十分ですか（確認できた項目にチェックを入れましょう）	- 4 -
(2) 災害に備えて用意しておくもの（チェックリスト）	- 5 -
2 障がいに応じた準備	- 6 -
(1) 肢体の不自由な方の準備	- 6 -
(2) 目の不自由な方（視覚障がい）の準備	- 7 -
(3) 耳または話すことが不自由な方（聴覚障がい）の準備	- 8 -
(4) 内部障がい、難病のある方の準備	- 9 -
(5) 知的障がいのある方の準備	- 11 -
(6) 精神障がいのある方の準備	- 12 -
(7) 発達障がいのある方の準備	- 13 -
(8) 高次脳機能障がいのある方の準備	- 14 -
【共助】 <支援者向け>	- 15 -
1 障がいに応じた対応	- 15 -
(1) 肢体の不自由な方への対応	- 15 -
(2) 目の不自由な方（視覚障がい）への対応	- 16 -
(3) 耳または話すことが不自由な方（聴覚障がい）への対応	- 17 -
(4) 内部障がい、難病のある方への対応	- 17 -
(5) 知的障がいのある方への対応	- 18 -
(6) 精神障がいのある方への対応	- 18 -
(7) 発達障がいのある方への対応	- 19 -
(8) 高次脳機能障がいのある方への対応	- 19 -
【公助】 <障がい者・支援者向け>	- 20 -
1 指定避難所	- 20 -
2 福祉避難所	- 20 -
3 避難行動要支援者名簿	- 24 -
4 個別避難計画	- 25 -
5 災害に関連した市の取組について	- 29 -
(1) 関市あんしんメール	- 29 -
(2) 関市障がい者災害時支援バンダナ	- 30 -
(3) ヘルプマーク	- 30 -
(4) ヘルプカード	- 31 -

【自助】 <障がい者向け>

防災の基本は、「自助」です。「自助」とは、自分の身は自分で守るということです。

普段から、自分の生活空間を安全にすることは自分にしかできないことです。また、災害発生時に、家族の安否確認、病気の家族や災害でけがをした家族への対応もまずは自分です。災害時においては、自分で自分と財産を守り、家族を助ける、備えと行動が重要です。以下においては、災害発生前の備え、災害発生後の行動について記載しています。

1 災害発生前の備えをしておきましょう

<ポイント>

- ① 家族や支援者などと災害時の避難方法や複数の避難場所、家族の集合場所を決めておきましょう。
- ② 地域との交流が大切です。普段から、ご近所に挨拶をしたり、地域の活動に参加したりするなど、近所の方、自治会などと交流を持つように心がけましょう。
- ③ 地域の防災訓練に積極的に参加し、避難場所を確認したり、消火器の使い方を覚えたりするなど、災害発生時の行動を実践しておきましょう。訓練の場で地域の方とのコミュニケーションを深め、どのような手助けが必要かを話しておくことが、いざという時に役立ちます。家族の方もできるだけ、障がい者本人と一緒に参加しましょう。

(1) 環境整備は十分ですか（確認できた項目にチェックを入れましょう）

① 普段の暮らしの環境の整備

<input type="checkbox"/> 家の耐震診断、耐震補強	<input type="checkbox"/> 窓ガラスが割れた時の飛散防止策（カーテンを引く、フィルムを貼る）
<input type="checkbox"/> 家具の転倒防止、照明器具の落下防止	<input type="checkbox"/> 食器棚の扉が地震で開かないような施錠器具の設置
<input type="checkbox"/> 重い物や割れ物を高い場所に置かない	<input type="checkbox"/> 火元への消火器の設置
<input type="checkbox"/> 屋外までの避難経路に物を置かない	

② 普段使用している福祉用具・補装具の点検・整備

<input type="checkbox"/> 車いすや杖、歩行器は普段からそばに置く	<input type="checkbox"/> 杖や歩行器の損傷確認
<input type="checkbox"/> 車いすのタイヤの空気圧や動作の確認	<input type="checkbox"/> バッテリーで動く物の常時充電（電動車いす）

③ 避難場所・避難経路の確認

<input type="checkbox"/> 普段いる部屋から屋外への避難経路の確認	<input type="checkbox"/> 避難場所までの経路と距離、時間、避難所設備の確認
<input type="checkbox"/> 屋外までの経路の段差や移動の妨げになる所、物の解消	<input type="checkbox"/> 避難場所までの複数の経路の設定
<input type="checkbox"/> 避難する際は、電源ブレーカーを落とす、ガスの元栓を閉める、戸締りをする	<input type="checkbox"/> 避難時に使用するヘルメット、履物、軍手の準備（ガラスなどの破片によるけが防止のため）
<input type="checkbox"/> 自分の避難場所の確認（災害の種類によって避難場所が異なる場合がある）	<input type="checkbox"/> 支援者に伝えられるよう、室内→屋外→避難所の移動手段の検討

(2) 災害に備えて用意しておくもの (チェックリスト)

災害に備え、ひとまとめにして、決まったところに保管しておきましょう。

① 非常時のために備えておくもの

<医療関連> <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> 血圧計 <input type="checkbox"/> 手動式人工呼吸器 (呼吸器利用者) <input type="checkbox"/> 処方薬リスト (お薬手帳のコピーなど)		<非常食> <input type="checkbox"/> 飲料水 (大人1人につき1日3ℓ) <input type="checkbox"/> 缶詰、ビスケット、クラッカーなど (加熱しないで食べられるもの) ※1週間分を備えましょう		
<衣類> <input type="checkbox"/> 下着 <input type="checkbox"/> 靴下 <input type="checkbox"/> 着替え <input type="checkbox"/> 上着 (セーター、ジャンパーなど) <input type="checkbox"/> 雨具 <input type="checkbox"/> 防寒具 <input type="checkbox"/> 軍手		<救急用品> <input type="checkbox"/> 家庭用常備薬 <input type="checkbox"/> 包帯、絆創膏、消毒薬など		<福祉用具> <input type="checkbox"/> 車いす、杖、歩行器 <input type="checkbox"/> バッテリーや充電器
<生活用品> <input type="checkbox"/> 洗面用具 <input type="checkbox"/> 紙、アルミ箔食器 <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> ラップ <input type="checkbox"/> ライター <input type="checkbox"/> 携帯コンロ <input type="checkbox"/> トイレットペーパー <input type="checkbox"/> ガムテープ <input type="checkbox"/> 携帯電話、充電器 <input type="checkbox"/> アドレス帳 <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 生活用水 (浴槽に水を張っておく) <input type="checkbox"/> 非常用電源 <input type="checkbox"/> おむつ <input type="checkbox"/> 採尿器 <input type="checkbox"/> ポータブルトイレ <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> ウエットティッシュ				

② 非常用持出品 (まとめてバッグに詰めて、持ち出しやすい場所に保管しましょう)

<医療関連> <input type="checkbox"/> ヘルプカード <input type="checkbox"/> 常用薬 <input type="checkbox"/> お薬手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 各種受給者証		<貴重品> <input type="checkbox"/> 現金 (小銭が有効) <input type="checkbox"/> 通帳・キャッシュカード <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 各種保険証書、契約書のコピー <input type="checkbox"/> 権利書のコピー		<生活用品> <input type="checkbox"/> 洗面用具 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> ビニール袋 <input type="checkbox"/> 時計 <input type="checkbox"/> 携帯電話・充電器 <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> ウエットティッシュ	
<救急用品> <input type="checkbox"/> 家庭用常備薬 <input type="checkbox"/> 包帯、絆創膏、消毒薬など		<非常食> <input type="checkbox"/> 缶詰、カンパンなど <input type="checkbox"/> 飲料水		<衣類> <input type="checkbox"/> 下着 <input type="checkbox"/> 着替え <input type="checkbox"/> 雨具 <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> 予備のめがね	
<避難用品など> <input type="checkbox"/> ヘルメットなど頭部を守るもの <input type="checkbox"/> ライター <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 耳栓 <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> ホイッスル <input type="checkbox"/> おむつ <input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> ドライシャンプー					

※定期的に非常用品を確認しましょう。

※賞味期限・使用期限が切れたものは取り替えておきましょう。

※利用者 (補装具や呼吸器など) の連絡先を確認しておきましょう。

2 障がいに応じた準備

参考サイト

岐阜県公式ホームページ、「災害に備える障がいに応じた備蓄と支援ガイド」、

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/423403.html>



(1) 肢体の不自由な方の準備

① 避難する時の持ちもの

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ・車いす、杖、歩行器など | ・紙おむつ、携帯トイレなど自分に合った排泄処理用具 |
| ・バッテリーや充電器（予備も） | ・助けを呼ぶための、笛や大きな音の出るブザーなど |
| ・床ずれ対策ができるもの | ・障害者手帳やお薬手帳 |

② 普段からの備え

《自宅でできること》

- ・家具は固定し、ガラスには飛散防止のフィルムを貼る。
- ・特に寝る場所は、家具など倒れてくる物がないようにしておく。
- ・車いすを使用している場合は、通れる幅を十分に確保しておく。
- ・車いすや歩行補助具は、被害を受けにくい場所に置き、暗闇でも分かるように発光シールなどを貼っておく。
- ・車いすの空気圧、バッテリーの充電などは、常にチェックしておく。

《避難に備えてしておくこと》

- ・無理のない範囲で、周囲の人に障がいがあることを知っておいてもらう。
- ・避難訓練に参加し、避難経路や避難場所を確認しておく。
- ・ブロック塀や木などが倒れ、道路が通れなくなることもあるので、避難経路は複数考え、避難のシミュレーションをしておく。
- ・避難に支援が必要な場合は、「避難行動要支援者名簿」・「個別避難計画」に登録しておく。
- ・バリアフリーなどの問題で避難所が使いそうにない場合は、あらかじめ市へ連絡して、相談しておく。
- ・支援を受ける際に配慮してほしいことを書いた「ヘルプカード」を作成しておく。

《周囲の人と相談しておくこと》

- ・ヘルパーなどを利用している場合は、災害時の支援をどうするか相談し、決めておく。
- ・支援者が被災するなどして不在の時、どうすれば良いか、家族や周囲の人とも相談しておく。
- ・家族と話しあって、災害が起きた時の連絡手段や集合場所などを決めておく。
- ・学校、職場、施設など出先で災害があったらどうするか、避難場所や緊急連絡方法などを確認しておく。

③ 災害が起きたら

- ・動ける場合は、座る、這う、何かにつかまるなど、安全な姿勢をとりましょう。
- ・避難する時は、補助具や非常用持出袋を準備し、周囲の人に支援を頼みましょう。
- ・動けない場合は、大声や、笛、ブザーなどで助けを呼びましょう。

(2) 目の不自由な方（視覚障がい）の準備

※目と耳の不自由な方（盲ろう者）は、「(2) 目の不自由な方（視覚障がい）の準備」及び「(3) 耳または話すことが不自由な方（聴覚障がい）の準備」を参考にしてください。

① 避難する時の持ちもの

・ 白杖	・ 点字板やメモ用録音機	・ 携帯電話
・ 持病の薬	・ 笛、ブザーなど (助けを呼ぶため)	・ 障害者手帳やお薬手帳
・ めがねやルーペ	・ ラジオ	・ 家族の写真（避難所など、 家族を探してもらうため）
・ 時計（音声、触知式などのもの）		

② 普段からの備え

《自宅でできること》

- ・ 白杖やラジオ、携帯電話などは常に身近な場所に置く。
- ・ 家具は固定、ガラスには飛散防止のフィルムを貼っておく。
- ・ 非常用持ち出し袋を用意し、常に一定の場所に置いておく。
- ・ 避難時のけがを防ぐため、手袋や厚底の靴を用意しておく。

《避難に備えてしておくこと》

- ・ 避難訓練に参加し、避難経路や避難場所を確認しておく。
- ・ 災害時は、ブロック塀や木などが倒れ、道路が通れなくなることもあるので、避難経路は複数考えておく。
- ・ 誰と、どうやって避難するかもシミュレーションしておく。
- ・ 避難に支援が必要な場合は、「避難行動要支援者名簿」・「個別避難計画」に登録しておく。
- ・ 支援を受ける際に配慮してほしいことを書いた「ヘルプカード」を作成しておく。

《周囲の人と相談しておくこと》

- ・ 同行援護者や通訳介助者などを利用している場合は、災害時の支援をどうするか相談し、決めておく。また、支援者が不在の場合、どうすれば良いか、家族や周囲の人とも相談しておく。
- ・ 家族と話しあって、災害が起きた時の連絡手段や集合場所などを決めておく。
- ・ 学校、職場、施設など出先で災害があったらどうするか、避難場所や緊急連絡方法などを確認しておく。

③ 災害が起きたら

- ・ まずはラジオやテレビ、防災無線などで、状況の把握に努めましょう。
- ・ 避難が必要な場合、落下物や転倒物などで道路に影響が出ているおそれがあります。慎重に移動し、周囲の人の支援を積極的に求めましょう。
- ・ 地震の場合、二次災害を防ぐため、火元の点検などを周囲の人にお願ひしましょう。
- ・ 避難場所ではトイレの位置などを確認し、なるべく移動が少ない場所で落ち着けるよう、配慮してもらいましょう。
- ・ 情報は文書で提示されることも多いため、情報不足に陥りがちです。周囲の人に視覚障がいがあることを伝え、分からないことは積極的に尋ねましょう。

(3) 耳または話すことが不自由な方（聴覚障がい）の準備

① 避難する時の持ちもの

<ul style="list-style-type: none">・補聴器や人工内耳などの電池・スマートフォンなど文字情報が得られる携帯端末・バッテリーや充電器（予備も）・筆談用具（ホワイトボード、メモ用紙、筆記用具）・助けを呼ぶための笛、ブザーなど	<ul style="list-style-type: none">・懐中電灯（暗い場所でも手話や文字が見えるように）・支援を受ける際に配慮してほしいことを書いた「ヘルプカード」など・障害者手帳やお薬手帳
--	--

② 普段からの備え

《自宅でできること》

- ・補聴器、スマートフォンなど、自分が情報を得るために必要なものは、常に身近な場所に置く。
- ・通信の遮断が起きたり、機器が破損したりすることもあるので、できれば情報にアクセスできる手段・ツールを、複数確保しておく。
- ・家具は固定、ガラスには飛散防止のフィルムを貼っておく。
- ・非常用持ち出し袋を用意しておく。

《避難に備えてしておくこと》

- ・避難を呼びかける指示、警報、サイレンがあった場合は、個別に知らせてもらうよう近所や周囲の人をお願いしておく。
- ・避難訓練に参加し、避難経路や避難場所を確認しておく。
- ・道路の遮断などを想定して、避難経路は複数考え、具体的にシミュレーションしておく。
- ・避難に支援が必要な場合は、「避難行動要支援者名簿」・「個別避難計画」に登録しておく。
- ・避難所などでは、情報から孤立したり支援情報に乗り遅れたりすることがあるので、どんな配慮が必要か説明できるようにしておく。
- ・支援を受ける際に配慮してほしいことを書いた「ヘルプカード」を作成しておく。

《周囲の人と相談しておくこと》

- ・手話通訳や要約筆記者などを利用している場合は、災害時の支援について相談し決めておく。
- ・支援者が被災するなどして不在の時、どうすれば良いか、家族や周囲の人とも相談しておく。
- ・補聴器や人工内耳が壊れてしまった時、情報伝達・取得をどうすれば良いか、周囲とあらかじめ相談して決めておく。
- ・家族と話しあって、災害が起きた時の連絡手段や集合場所などを決めておく。
- ・学校、職場、施設など、通っているところで災害があったらどうするか、避難場所や緊急連絡方法などを確認しておく。

③ 災害が起きたら

- ・テレビの文字放送、携帯電話やスマートフォンなどで、情報を収集するよう努めましょう。
- ・動けなくなった場合は、笛や携帯用ブザーなどで居場所を知らせ、助けを求めましょう。
- ・周囲の人に聴覚障がいを告げ、安全な場所への誘導や、必要な配慮をしてもらいましょう。
- ・避難所の放送や説明が分からなかったら、担当者に聞いて、文字や絵で教えてもらいましょう。

(4) 内部障がい、難病のある方の準備

① 避難する時の持ちもの

<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段飲んだり使ったりしている薬、そのための用具など ・ お薬手帳や薬の説明が書いてある紙 ・ 障害者手帳、健康保険証など ・ 治療食、特別食 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノート・筆記用具、携帯電話、IC レコーダーなど記録のための補助ツール ・ 支援を受ける際に配慮してほしいことを書いた「ヘルプカード」など
---	--

<障がい別の注意点>

腎臓

- ・ 透析用の薬や用具、機材の予備電源など

心臓

- ・ ペースメーカーについて対応してくれる医療機関や業者の連絡先など

呼吸器

<ul style="list-style-type: none"> ・ アンビューバッグ ・ ネブライザー ・ 予備バッテリー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手動式吸引器 ・ 酸素濃縮器 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液体酸素ボンベ ・ 携帯用酸素ボトル など
---	---	--

ぼうこう・直腸

<ul style="list-style-type: none"> ・ ストーマ装具 ・ ウエットティッシュ、 ・ ティッシュペーパー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 剥離剤 ・ 消臭スプレー ・ カット用ハサミ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄用ビニール袋 ・ 導尿に必要な器具（カテーテル）など
---	--	---

② 普段からの備え

《避難に備えてしておくこと》

- ・ 無理のない範囲で、周囲の人に障がいがあることを知っておいてもらう。
- ・ 避難訓練に参加し、避難経路や避難場所を確認しておく。
- ・ 通れなくなる道路もあるため、避難経路は複数考え、どう避難するかもシミュレーションしておく。
- ・ 避難に支援が必要な場合は、「避難行動要支援者名簿」・「個別避難計画」に登録しておく。
- ・ 支援を受ける際に配慮してほしいことを書いた「ヘルプカード」を作成しておく。
- ・ 自分の疾病に応じて、緊急時に対応してくれる医療機関・相談窓口などの情報を集めておく。

《周囲の人と相談しておくこと》

- ・ ヘルパーなどを利用している場合は、災害時の支援をどうするか相談し決めておく。
- ・ 支援者が被災するなどして、不在の時はどうするか、家族や周囲の人とも相談しておく。
- ・ 家族と話しあい、災害が起きた時の連絡手段や集合場所などを決めておく。
- ・ 学校、職場、施設など出先で災害にあったらどうするか、避難場所や緊急連絡方法などを確認しておく。
- ・ 薬や治療食などの備え、災害時の対応について、主治医と相談しておく。

<障がい別の注意点>

腎臓

- ・透析ができない場合の対策を、主治医と相談しておきましょう。
- ・自分の透析条件を「ヘルプカード」に記入しておきましょう。

心臓

- ・薬が飲めなかった時の対応について、主治医と相談しておきましょう。

呼吸器

- ・緊急時の対応について、家族や主治医、酸素供給業者などと相談しておきましょう。
- ・酸素チューブの配管は、非常時にからまないようにしておきましょう。
- ・酸素濃縮器や液体酸素ポンベは、火の気のない場所に保管しておきましょう。災害時に引火して火災が発生する恐れがあります。

ぼうこう・直腸

- ・ストーマ装具のメーカーやサイズ、販売店の連絡先などを「ヘルプカード」に記入しておきましょう。

③ 災害が起きたら

- ・あわてて無理な行動をすると、病状が悪化するおそれがあります。まずは状況を確認し、安全を確保しましょう。
- ・避難する時は、周囲の人に協力を求めましょう。
- ・避難所では、「ヘルプカード」を見せて、自分の身体の状況や配慮してほしいことを伝えましょう。
- ・体調が悪い時は我慢せず、周囲の人に伝えて医療機関に連絡してもらいましょう。

<障がい別の注意点>

腎臓

- ・薬や透析が継続できるように、避難所では移動手段や医療機関を確保してもらいましょう。

心臓

- ・ストレスなどで血管の収縮や血圧の上昇が起こることがあるため、できるだけ落ち着いて行動してください。
- ・避難所では、早めに医療機関に連絡を取ってもらうようにしましょう。

呼吸器

- ・不安や恐怖からパニック状態になると、酸素消費量が増えてしまうため、できるだけ落ち着いて行動してください。
- ・避難所では、早めに医療機関に連絡を取ってもらうようにしましょう。

ぼうこう・直腸

- ・洗腸している人は、自然排便に慣れておきましょう。災害時は、断水や洗腸場所の確保が困難になることがあります。
- ・避難所では、オストメイトであることを伝え、支援を求めましょう。
- ・早めにストーマ装具の販売店や日本オストミー協会などに連絡を取ってもらうようにしましょう。

(5) 知的障がいのある方の準備

① 避難する時の持ちもの

- ・ いつも飲んでいる薬
- ・ 障害者手帳やお薬手帳・薬の説明が書いてある紙
- ・ 名前、住所、電話番号、困った時に周りの人に助けてほしいことなどを書いた「ヘルプカード」
- ・ いつも使っていて、あると落ち着くことができるもの（おもちゃ、本、携帯音楽プレーヤー、ゲーム、毛布など）

② 普段からの備え

《避難に備えてしておくこと》

- ・ できる範囲で周りの人に障がいがあることを知っておいてもらう。
- ・ 避難訓練に参加して、避難する時の道や避難する場所を覚えておく。ひとりだと難しい時は、家族にも参加してもらう。
- ・ 名前、住所、電話番号が分かるように、書いたものを身につけたり、服やかばんに縫いつけたりしておく。
- ・ 避難に支援が必要な場合は、「避難行動要支援者名簿」・「個別避難計画」に登録しておく。
- ・ 家族や助けてくれる人たちと相談しながら「ヘルプカード」を作る。「ヘルプカード」には、いつも飲んでいる薬や、困った時に周りの人に助けてほしいことを書き、いつも身につけておく。

《周囲の人と相談しておくこと》

- ・ 家族や支援をしてくれる人たちと話しあって、災害が起きた時にどうするか、決めておく。
- ・ 学校、職場、施設など出先で災害にあったらどうするか、決まりを覚えてもらう。

③ 災害が起きたら

- ・ あわてて、急に走ったり、外に飛び出したりしないようにしましょう。
- ・ 家族や支援をしてくれる人たちと決めたことを守るようにしましょう。
- ・ 分からないことがあったら、周りの人たちに「ヘルプカード」を見せて助けてもらいましょう。

(6) 精神障がいのある方の準備

① 避難する時の持ちもの

- ・ いつも飲んでいる薬
- ・ 障害者手帳や、お薬手帳・薬の説明が書いてある紙
- ・ 支援を受ける際に配慮してほしいことを書いた「ヘルプカード」など

② 普段からの備え

《避難に備えてしておくこと》

- ・ 学校、職場、施設など出先で災害にあったらどうするか、避難場所や緊急連絡方法などを確認しておく。
- ・ 支援を受ける際に配慮してほしいことを書いた「ヘルプカード」を作成しておく。

《周囲の人と相談しておくこと》

- ・ 災害時は、動揺やストレスで症状が悪化することもあるため、主治医や家族と相談し、対応を決めておく。
- ・ ヘルパーなどを利用している場合は、災害時の支援をどうするか相談し、決めておく。
- ・ 支援者が被災するなどして不在の時、どうすれば良いか、家族や周囲の人とも相談しておく。
- ・ 家族と話しあって、災害が起きた時の連絡手段や集合場所などを決めておく。

③ 災害が起きたら

- ・ 正しい情報を得るようにし、できるだけ落ち着いて行動しましょう。
- ・ 混乱して自分で決められない時は、「ヘルプカード」を見せて、周囲の人に支援を頼みましょう。
- ・ 不安、幻覚、妄想などが出た時は、我慢せず、近くの人に自分の状況を伝えて、医療機関に連絡してもらってください。

(7) 発達障がいのある方の準備

① 避難する時の持ちもの

- ・いつも飲んでいる薬
- ・お薬手帳や薬の説明が書いてある紙
- ・自分が食べられる非常食・飲み物
- ・いつも使っていて、気持ちを落ち着かせることができるもの（おもちゃ、本、携帯音楽プレーヤー、ゲーム、毛布など）
- ・耳栓やアイマスク（周囲の音や人が気になる場合）
- ・支援を受ける際に配慮してほしいことを書いた「ヘルプカード」など
- ・コミュニケーションを補助する道具（絵・写真などのカード、筆記用具など）

② 普段からの備え

《自宅でできること》

- ・家具は固定し、ガラスには飛散防止のフィルムを貼っておく。
- ・非常持ち出し袋を用意し、避難する時に必要なものを入れておく。

《避難に備えてしておくこと》

- ・無理のない範囲で、周囲の人に障がいがあることを知っておいてもらう。
- ・避難訓練に参加し、避難経路や避難場所を確認しておく。
- ・通れなくなる道路もあるため、避難経路は複数考え、どう避難するかもシミュレーションしておく。
- ・避難に支援が必要な場合は、「避難行動要支援者名簿」・「個別避難計画」に登録しておく。
- ・支援を受ける際に配慮してほしいことを書いた「ヘルプカード」を作成しておく。

《周囲の人と相談しておくこと》

- ・ヘルパーなどを利用している場合は、災害時の支援をどうするか相談し、決めておく。
- ・支援者が被災などして不在の時、どうすれば良いか、家族や周囲の人とも相談しておく。
- ・家族と話しあって、災害が起きた時の連絡手段や集合場所などを決めておく。
- ・学校、職場、施設など出先で災害があったらどうするか、避難場所や緊急連絡方法などを確認しておく。

③ 災害が起きたら

- ・あわてて、急に走ったり、外に飛び出したりしないようにしましょう。危険から身を守りましょう。
- ・正しい情報を得るようにし、できるだけ落ち着いて行動しましょう。
- ・混乱して自分で決められない時は、「ヘルプカード」を見せて、周囲の人に支援を頼みましょう。
- ・災害時はショックやストレスから、精神的に不安定になることがあります。我慢せず、周囲の人に相談しましょう。
- ・災害のニュースを繰り返し見たり聞いたりすると、不安が増したり、フラッシュバックを起こしたりすることもあるので、注意してください。

(8) 高次脳機能障がいのある方の準備

① 避難する時の持ちもの

- ・いつも飲んでいる薬
- ・お薬手帳や薬の説明が書いてある紙
- ・障害者手帳、健康保険証など
- ・ノート・筆記用具、携帯電話、ICレコーダーなど、記録のための補助ツール
- ・耳栓やアイマスク（周囲の人や音が気になる場合）
- ・支援を受ける際に配慮してほしいことを書いた「ヘルプカード」など

② 普段からの備え

《自宅でできること》

- ・非常持ち出し袋を用意し、避難する時に必要なものを入れておく。

《避難に備えてしておくこと》

- ・無理のない範囲で、周囲の人に障がいがあることを知っておいてもらう。
- ・避難訓練に参加し、避難経路や避難場所を確認しておく。
- ・通れなくなる道路もあるため、避難経路は複数考え、どう避難するかもシミュレーションしておく。
- ・避難に支援が必要な場合は、「避難行動要支援者名簿」・「個別避難計画」に登録しておく。
- ・支援を受ける際に配慮してほしいことを書いた「ヘルプカード」を作成しておく。

《周囲の人と相談しておくこと》

- ・ヘルパーなどを利用している場合は、災害時の支援をどうするか相談し、決めておく。
- ・支援者が被災するなどして不在の時はどうするか、家族や周囲の人とも相談しておく。
- ・家族と話しあって、災害が起きた時の連絡手段や集合場所などを決めておく。
- ・学校、職場、施設など、出先で災害にあったらどうするか、避難場所や緊急連絡方法などを確認しておく。

③ 災害が起きたら

- ・移動する時には、あわてて動かず、周囲の人に支援を求めましょう。
- ・避難所では、「ヘルプカード」を見せて、配慮してほしいことを伝えましょう。
- ・いつもと違う環境に対応するために、神経が疲れやすくなっています。居場所が確保できたら、まずは十分な休息を取ってください。
- ・分からないことがある時、体調が悪い時は、我慢せず、周囲の人に相談しましょう。

【共助】 <支援者向け>

大規模な被害をもたらす災害では、行政（市役所、警察、消防など）は、同時にすべての現場に向かうことができません。また、避難所の設置や救援物資の到着には時間がかかることが考えられます。

災害発生時や発生後に、自主防災組織や自治会、支援者の方などが、自分の地域は自分で守るという意識を持ち、みんなで助け合うことも大切なことです。

こうした状況では、地域内（ご近所）の方々の救助活動や支援活動が重要です。以下においては、支援者向けに障がい種別ごとの対応を記載しています。

参考サイト

岐阜県公式ホームページ、「災害に備える障がいに応じた備蓄と支援ガイド」、
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/423403.html>



1 障がいに応じた対応

（１）肢体の不自由な方への対応

① 支援のポイント

肢体に障がいのある人は、緊急時、普段より移動が困難になります。危険を避けるためには、本人に確認しながら、希望に沿ったサポートをすることが大切です。

② 移動時の支援

- ・杖などを使っている人の場合は、ゆっくり歩くことができるよう、段差やデコボコの少ないところを選んで誘導してください。
- ・歩行が難しそうな人に対しては、本人に支援の方法を聞き、腕を持つなどの介助を行ってください。
- ・車いすを使っている人の場合、急な発進や停止、方向転換は事故のもとになります。動く時には、「車いすを押します」など、必ず一声かけてください。階段を昇り降りする場合は、特にゆっくりと移動することが基本です。車いすごと持ち上げる時には、3～4人で運ぶのが安全です。
- ・緊急時には車いすが使えなかったり、身動きが取れなくなったりしていることがあります。担架を用意したり、背負ったり、複数の人で抱えたり、毛布やシーツに乗せて移動する方法もあります。

③ 避難先での支援

- ・段差のない場所、なるべく出入口に近い場所を確保できるように配慮してください。
- ・通路は車いすなどが通れる幅を確保し、物を置かないようにしましょう。
- ・避難所のトイレが使用できない場合も考えられます。本人の希望を聞いて、必要な支援を行ってください。
- ・言葉を発することが困難で、自分の意思を伝えにくい人もいます。一語一語ゆっくり確認してください。
- ・体温調節が困難な方もいます。優先的に毛布を配布するなどの配慮を行ってください。

(2) 目の不自由な方（視覚障がい）への対応

① 支援のポイント

視覚障がいがある人は、周囲の状況を目で確認できないため、情報不足になりがちです。言葉で情報を伝えるよう、心がけてください。

② 移動時の支援

- ・声をかける時は、本人のそばへ行ってください。
- ・場所を説明する時は、「ここ」「あそこ」などのあいまいな言葉は使わず、「前」「後ろ」、「右」「左」など、具体的な言葉を使うようにしてください。
- ・誘導する時は、腕や肩につかまってもらい、誘導する人が半歩ほど前を歩いてください。曲がる方向や段差など、周囲の状況を説明しながら歩いてください。

③ 避難先での支援

- ・不慣れな場所は、一人で移動することは困難です。周囲の環境やトイレの場所など、生活に必要な説明を行い、移動の際には誘導を行ってください。
- ・掲示物や配布物での情報は伝わりません。伝達事項は音声で伝えてください。重要な情報が伝わっているかどうかの確認をお願いします。
- ・物の位置や大きさなどは、実際に触ってもらうのが有効です。

目と耳の不自由な方（盲ろう者）の支援について

- ・盲ろう者の大多数は、手のひらに文字を書けば通じます。文字は1文字ずつ、大きめの文字で書いてみてください。
- ・盲ろう者は、名前を呼ばれた時、聞こえなかったり、どこへ行けば良いか分らなかったりすることがあります。また、アナウンスが聞こえない、案内表示が見えない、避難所の環境が分からないために、周りの状況を把握できないことがあります。不安そうな様子の時は、本人の正面まで来て、肩か腕を軽くたたいて声をかけてください。
- ・本人が自分で置いた場所から物を移動させないでください。もし、やむを得ず移動させる場合は、本人に移した場所を伝え、物を触って確認してもらってください。

(3) 耳または話すことが不自由な方（聴覚障がい）への対応

① 支援のポイント

聴覚障がいがある人は、音声による情報のやりとりが困難です。情報提供の仕方を工夫することが大切です。

② 情報の伝え方

- ・防災無線などが聞こえず、避難が遅れることがあります。避難が必要な場合は、個別に伝えてください。
- ・手話が分からない人もいます。筆談や身振り、絵や図を用いる、口の形を読みとるなど、一人一人の状況に合わせて、本人の希望する方法でコミュニケーションをとってください。どんな方法でコミュニケーションする場合も、まず相手の視野に入ることが基本です。

③ 避難先での支援

- ・一斉放送など、音声での伝達はほとんど伝わりません。掲示物を目立つ場所に貼りだす、書いたものを見せるなど、目で見て分かる方法で伝えてください。

(4) 内部障がい、難病のある方への対応

① 支援のポイント

内部障がいや難病のある人は、外見からは分かりづらいため、一人一人の状況の把握が大切です。本人や家族から、現在の健康状態や、配慮すべきことを聴き取って対応してください。

② 避難先での支援

- ・ヘルプカードなど、緊急時の医療情報や支援方法が書かれている物があれば、確認してください。
- ・必要な医薬品や補装具などの確認をしてください。
- ・避難所では食事やトイレ、衛生的な環境の確保などについて、個別の対応が必要であることを前提に支援を行ってください。器具の消毒や交換、医療上の処置などが必要な場合は、プライバシーに配慮した空間が取れるようにしてください。

③ 医療機関との連携

- ・かかりつけ医や、周辺の医療機関との連絡方法を確保してください。
- ・災害により、病状が悪化する場合がありますため、本人が体調不良を訴えた場合にはすぐに医療機関に連絡してください。

(5) 知的障がいのある方への対応

① 支援のポイント

知的障がいのある人は、複雑な会話や抽象的なことを理解するのが苦手です。情報を伝える時は、ゆっくりと、具体的に、短い文章で説明するようにしてください。

② 情報の伝え方

- ・声をかける時は、落ち着いた穏やかな口調で接してください。
- ・言葉で通じない場合は、絵や写真を見せたり、ジェスチャーを用いたりしてください。ひらがなで書いたものを見せると、分かる人もいます。
- ・自分から要求を伝えられない人もいるので、実物を見せて選んでもらうことも有効です。

③ 移動時の支援

- ・誘導は、本人のペースに合わせ、ゆっくり、安全を確保して行ってください。

(6) 精神障がいのある方への対応

① 支援のポイント

精神障がいのある人を支援する際には、不安をやわらげることが大切です。落ち着いた態度で接してください。

② 情報の伝え方

- ・大きな声や指示的な口調は、不安にさせる可能性もあるので控えてください。
- ・状況を具体的に、分かりやすく、簡潔に説明してください。状況を知ることによって不安がやわらぐことがあります。
- ・話をする場合は、一度に多くの内容を盛り込まず、一つずつ伝えるようにしてください。

③ 避難先での支援

- ・不安や動揺が激しい人がいても、落ち着いて見守ってください。
- ・妄想や幻覚の訴えがある場合は、強く否定せず、相づちをうつ程度にとどめてください。

④ 医療機関との連携

- ・強い不安や症状の悪化が見られる場合は、主治医に連絡し指示を受けてください。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関へ相談してください。

(7) 発達障がいのある方への対応

① 支援のポイント

発達障がいのある人は、情報をうまく整理することが困難です。一度にたくさんのことを言わず、ゆっくり、具体的に一つずつ伝えるようにしてください。

② 情報の伝え方

- ・コミュニケーションが苦手な人もいます。言葉での意思疎通が難しい場合は、絵や実物を見せたり、筆談を使ったりするのも有効です。
- ・言葉にできなくて困っている様子の時は、何に困っているのか簡潔に尋ねてください。質問は複雑にせず、なるべく「はい」「いいえ」で答えられるものにしましょう。
- ・先の予定が不明なことがストレスになる人もいます。見通しを分かりやすく伝えてください。

③ 避難先での支援

- ・急激な環境の変化に弱く、災害時は非常に強い不安を感じる人もいます。時には急に走りだす、大声を出すなどパニックに陥ってしまう場合もあります。できるだけ落ち着いて過ごせるような配慮をしてください。無理に押さえつけたり、大声で叱ったりするのは逆効果です。
- ・感覚が他の人より敏感で、特定の音や騒がしい場所が苦手な人もいます。刺激の少ない場所に移動する、ヘッドフォンなどで苦手な音を遮断するなどの方法が有効です。
- ・逆に痛みに鈍感で、けがをしても気づかない人もいますので、よく見てあげてください。ただし、急に体に触られたりすることを嫌う人もいますので、注意してください。
- ・「並んで待つ」ことが難しい人もいます。必要な物資を個別に届けるなど、配慮をお願いします。

(8) 高次脳機能障がいのある方への対応

① 支援のポイント

高次脳機能障がいのある人は、脳に損傷を受けており、言語や記憶、思考、空間をとらえる能力などの機能に障がいがあります。症状の現れ方は、個人差が大きく、外見からは分かりにくい障がいのため一人一人の状況に合わせた支援が必要です。

② 情報の伝え方

- ・話をする時は、ポイントを絞って、ゆっくり、はっきり、具体的に伝えてください。
- ・絵や図、写真などを添えて話をする、理解しやすい場合があります。
- ・情報を見落とししたり忘れたりすることもあるため、大切な説明はメモに書いて渡してください。
- ・言いたいことをうまくまとめて話せない人や、言葉が出にくい人もいます。その場合は、こちらから声をかけるようにしてください。

③ 避難先での支援

- ・イライラしている様子の時は、静かなところで落ち着くのを待って話を聞いてください。
- ・混雑している場所では、迷うことや人や物にぶつかることがあるので、誘導を行ってください。

【公助】 <障がい者・支援者向け>

「公助」とは、行政機関による救助や援助のことです。以下においては、指定避難所や福祉避難所および避難行動要支援者名簿の登録など、関市の取組について記載しています。

1 指定避難所

「指定避難所」とは、災害により住家が損壊した場合などに、臨時に生活する施設です。

避難所の開設については、災害の種類や規模によって指定するため、市のホームページや関市あんしんメールを確認してください。

災害の危険のあるエリアにいる方は、避難先を確認して避難しましょう。

※避難所への避難だけが避難ではありません。

- 1 浸水や土砂災害の恐れがない家庭は在宅避難（2階以上へ垂直避難）
- 2 安全な場所の親戚や知人宅、ホテル等への避難
- 3 車中避難（家族限定で、少人数かつ短期間の場合のみ）
- 4 市が避難所として開設するふれあいセンター、生涯学習センターや小中学校への避難（ふれあいセンター、生涯学習センターを優先的に開設します）

2 福祉避難所

地震、風水害、その他の災害が発生し、災害による被害を受けた方、または受ける恐れのある方は、関市が応急的に設置する避難所へ避難し、生活を送ることになります。しかし、避難生活が長期化する場合、高齢者や障がい者の方々の中には、身障者用トイレやスロープ、手すり等の設置など福祉的配慮が必要となる場合があります。こうした福祉的配慮が必要な高齢者や障がい者などが、安心して避難生活ができる体制が整っている避難所が「福祉避難所」です。

（1）受入対象者

福祉避難所の受入対象となる方は、以下の①～⑦に該当する方で、災害時に居所からの避難が必要となり、食事・排泄・移動等が一人でできないなど指定避難所での避難生活が困難な在宅要配慮者となります。

なお、受け入れる要配慮者を介助する家族などは、要配慮者の状態に応じてになりますが、原則として1人まで受け入れることができます。

- ① 身体障がい者（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由等）
- ② 知的障がい者
- ③ 精神障がい者
- ④ 高齢者（一人暮らし、高齢者のみの世帯等）
- ⑤ 難病患者
- ⑥ 医療的ケアを必要とする者（※医療的ケア…人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な者）
- ⑦ 妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者など

	軽度	中度	重度	対象	法制度
福祉スペース (一般の避難所内)	○			比較的介護度が軽度で専門的なケアは必要ではないが、配慮を必要とする方	災害救助法
福祉避難所		○		要介護・障害の程度が高く、専門的なケアなどの特別な配慮を必要とする方	災害救助法
緊急入所		○	○	身体状況の悪化等により、福祉避難所での避難生活が困難な方	介護保険制度等
緊急入院		○	○	医療的な処置や治療が必要な方	健康保険制度等

（出典：京都市、福祉避難所運営ガイドライン、p4、2016）

なお、①～⑦以外の方であっても必要に応じて柔軟に対応します。介護保険施設への入所対象者は、介護保険制度等に基づく緊急入所、医療機関への入院対象者は、健康保険制度等に基づく緊急入院を含め、各施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の受入対象とはしませんが、緊急かつ一時的にこれらの方が福祉避難所に避難することを妨げるものではありません。

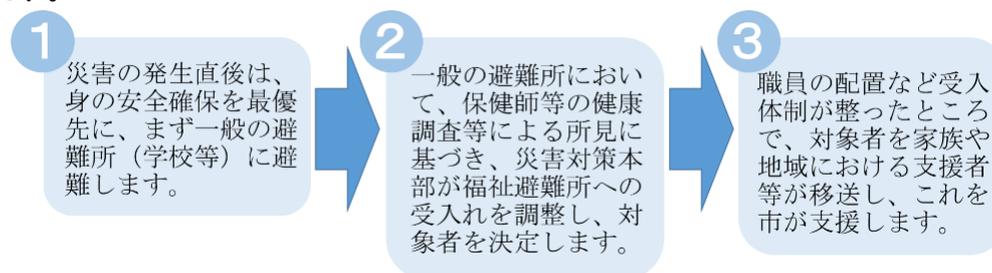
関市では、公共の地域の福祉センターなどを福祉避難所としています。また、社会福祉施設を運営する法人等と「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結し、法人施設を応急対策として「福祉避難所」としています。指定対象施設は、主に介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など）、障害者支援施設などです。今後も協定締結によって福祉避難所を増やし、受入体制を整えていくことが課題です。

（２）福祉避難所の設置期間

災害救助法では福祉避難所の設置期間は、原則として災害発生の日から起算して7日以内としています。災害の状況等により延長する場合があります。

（３）福祉避難所開設までの流れ

福祉避難所は災害発生直後に、すぐに開設されるものではありません。福祉避難所は以下のとおり、福祉避難所として使われる建物の安全や避難所の受入体制が整備された状態になって、初めて開設される避難所です。



【二段階の福祉避難所対象者の区分】

	要配慮者スペース (指定避難所に必要に応じて設けられます)	福祉避難所
対象となる人の程度	介助などは必要ないが大勢の避難者の中では生活が送れない人	介助を必要とするが家族がいない人、家族はいるが常時専門的人材の関わりが必要な人
対象者の例示	外国人、乳幼児、妊婦、介助の必要のない障がい者など	介助を必要とする障がい者や高齢者など
受入順位	1	2
専門的人材の関わり	巡回のみで対応	原則として常駐だが職員は施設との兼務、ボランティアの派遣を受ける。

【指定避難所一覧】

番号	地域	名称	所在地	電話番号	浸水害 ※1	内水氾濫	土砂災害	地震	多目的 トイレ
1	関	安桜小学校	いろは町 1	22-5421	○	○	○	○	○
2		旭ヶ丘小学校	旭ヶ丘 2-1-1	22-5133	○	○	○	○	○
3		桜ヶ丘小学校	明生町 4-1-1	23-3867	○※2	○※2	○	○	×
4		瀬尻小学校	小瀬 2120-4	22-3120	○	○	○	○	×
5		倉知小学校	段下 66-1	23-0551	○	○	○	○	○
6		南ヶ丘小学校	倉知 4372	22-4264	○	○	○	○	×
7		富岡小学校	市平賀 506	22-2362	○	○	○	○	○
8		田原小学校	西田原 1465	22-3243	○	○	○	○	×
9		下有知小学校	下有知 1525-1	22-2029	○	○	○	○	○
10		富野小学校	西神野 270-1	29-0005	×	×	○※3	○	×
11		金竜小学校	上白金 482-1	28-2303	×	×	○	○	○
12		緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘 2-1-10	22-5005	○	○	○	○	×
13		旭ヶ丘中学校	旭ヶ丘 2-3-1	22-5351	○	○	○※3	○	○
14		桜ヶ丘中学校	桜台 3-13-1	24-6071	○	○	○	○	○
15		下有知中学校	下有知 3121-1	22-3179	○※2	○※2	○	○	○
16		富野中学校	志津野 2972	29-0870	○	○	○	○	○
17		小金田中学校	小屋名 127	28-2301	○	○	○	○	○
18		安桜ふれあいセンター	千年町 2-18-1	25-0130	○	○	○	○	○
19		旭ヶ丘ふれあいセンター	仲町 8-15	25-0515	○※3	○※3	○	○	○
20		桜ヶ丘ふれあいセンター	鋳物師屋 5-2-30	22-1931	○	○	○	○	○
21		鮎之瀬ふれあいセンター	小瀬 153	23-9988	○	○	○	○	○
22		富岡ふれあいセンター	市平賀 506-1	24-3700	○	○	○	○	○
23		西部ふれあいセンター	小屋名 110	28-6123	○	○	○	○	○
24		田原ふれあいセンター	西田原 1426-1	24-4848	○	○	○	○	○
25		下有知ふれあいセンター	下有知 3245-32	25-2020	○※3	○※3	○	○	○
26		富野ふれあいセンター	西神野 144-1	29-0788	○※2	○※2	○※2	○	○
27		県立関高等学校	桜ヶ丘 2-1-1	22-5688	○	○	○	○	×
28		関商工高等学校	桐ヶ丘 1-1	22-4221	○	○	○	○	○
29	洞戸	洞戸小学校	洞戸市場 248	0581-58-2024	○	○	×	○	○
30		板取川中学校	洞戸市場 566-1	0581-58-2034	○※2	○※2	○※3	○	×
31		洞戸ふれあいセンター	洞戸市場 294-5	0581-58-2115	○	○	×	○	○
32	板取	板取ふれあいセンター	板取 1643-17	0581-57-2001	○	○	×	○	○
33	武芸川	博愛小学校	武芸川町高野 254	46-2129	×	×	○	○	×
34		武芸小学校	武芸川町谷口 1336	46-3029	○	○	×	○	○
35		武芸川中学校	武芸川町八幡 1503	46-2111	○	○	○※2	○	○
36		武芸川生涯学習センター	武芸川町小知野 779-1	46-3611	○	○	×	○	○
37		武芸川体育館（体育室）	武芸川町小知野 779-1	46-3611	○	○	×	○	×
38	武芸川体育館（武道場・剣道場）	武芸川町小知野 779-1	46-3611	○	○	×	○	×	
39	武儀	武儀小学校	富之保 2777-2	49-3124	○※3	○※3	○※2	○	○
40		津保川中学校	中之保 5700-5	49-3062	×	×	○※3	○	○
41		武儀生涯学習センター	富之保 2001-1	49-3715	○	○	○	○	○
42	上之保	上之保小学校	上之保 1071	47-2019	○※3	○※3	×	○	○
43		上之保生涯学習センター	上之保 15110-1	47-2500	○※2	○※2	○※2	○	○

※1…計画規模降雨（L 1）における利用可否

※2…建物の 2 階以上に危険が及ぶ

※3…敷地の一部

【協定締結を行った福祉避難所一覧】

番号	地域	受入対象者	協定先	所在地	電話番号	協定締結日
1	関	知的障がい者	ひまわりの丘※	桐ヶ丘 3-2	23-2510	平成 26 年 1 月 24 日
2	関	身体障がい者	いちいの杜ハートフル	市平賀 566-1	21-6600	
3	関	高齢者	あかつき	下白金 912-1	27-3077	
4	関	高齢者	ハートフル	下有知 5367-4	23-7001	
5	関	高齢者	ほほえみ福寿の家	稲口 845	24-9570	
6	洞戸	高齢者	ゴールドヴィレッジほらど	洞戸通元寺 261	0581-58-2211	
7	武芸川	高齢者	寿和苑	武芸川町跡部 1555-1	46-1131	
8	武芸川	障がい者	美谷の里	武芸川町谷口 2221-1	37-2132	
9	武儀	高齢者	ハートタウン平成の杜	中之保 4517-2	40-0310	
10	関	高齢者	あすか	小瀬 1109-1	46-7500	令和 5 年 3 月 20 日
11	関	高齢者	すずらん	倉知 148-1	22-1121	
12	関	高齢者	リバーサイド悠悠	倉知 1712	23-6500	
13	関	高齢者	せきこもれび	肥田瀬 4027-2	46-8000	
14	関	高齢者	東山ハイツ	東山 4-48	35-1777	
15	武儀	高齢者	ハートシティ中濃の杜	富之保 4096-1	40-2377	
16	関	妊産婦	ホテルルートイン関	西本郷通 4-3-30	050-5211-5780	令和 5 年 10 月 25 日
17	関	在校生・卒業生	関特別支援学校	桐ヶ丘 1-2	22-4238	令和 5 年 11 月 7 日
18	関	妊産婦	A B ホテル関	平和通 6-1	21-5085	令和 6 年 10 月 11 日

※ひまわりの丘の「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」については令和 4 年 10 月 30 日に実施した福祉避難所開設訓練を経て、令和 6 年 12 月 2 日に実運用に基づいた内容に一部改訂。

【公共施設の福祉避難所一覧】

番号	地域	名称	所在地	電話番号	浸水害 ※1	内水氾濫	土砂災害	地震	多目的 トイレ
1	関	総合福祉会館	若草通 2-1	23-8811	○	○	○	○	○
2	板取	板取福祉センター	板取 6503	0581-57-6788	○※3	○※3	○※2	○	○
3	洞戸	洞戸福祉センター	洞戸市場 773	0581-58-8511	○※3	○※3	○	○	○
4	武芸川	武芸川福祉センター	武芸川町八幡 1537-1	46-2738	○	○	○※2	○	○
5	武儀	武儀福祉センター	中之保 5443-1	49-3595	○	○	○※2	○	○
6	上之保	上之保福祉センター	上之保 15019	47-2501	×	○	○	○	○

※1…計画規模降雨（L1）における利用可否

※2…建物の 2 階以上に危険が及ぶ

※3…敷地の一部

3 避難行動要支援者名簿

高齢者や障がい者など災害発生時に自力で避難することが困難で、特に支援を要する方の名簿「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

東日本大震災の被災地全体で亡くなった方のうち65歳以上の方が約6割、障がい者の死亡率は2倍。一方、支援する側の死者・行方不明者は、民生委員が56名、消防団員が281名となっています。

この状況から、大災害の発生時に、一人では避難できない人とその支援者の身体・生命を守ることを目的として、災害時用名簿のしくみを作る必要がありました。

(1) 登録の対象者となる方

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ① 身体障害者手帳1～2級の方 | ④ 要介護認定3～5を受けている方 |
| ② 精神障害者保健福祉手帳1～2級の方 | ⑤ 75歳以上のみの高齢世帯 |
| ③ 療育手帳A～A2判定の方 | ⑥ ①～⑤以外で関市が避難の支援が必要と認めた方 |

(2) 情報の提供先

次の①から⑥までの避難支援等関係者に情報を提供します。

- | | | |
|-----------|-------------|-------------|
| ① 関市の関係部署 | ③ 警察機関 | ⑤ 担当地区の民生委員 |
| ② 消防機関 | ④ 関市社会福祉協議会 | ⑥ 居住地区の自治会長 |

(3) 登録の更新について

3年に1回、登録情報の更新案内を自宅へ送付します。最新の情報をご回答いただき、案内文書に同封の返信用封筒にて返送してください。市役所にて情報を更新し、最新の避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者へ配布します。

◆登録方法

避難行動要支援者名簿制度の趣旨をご理解いただいた上で、個人情報の外部提供に「同意」し、「外部提供同意書」をご提出いただいた方が登録されます。

なお、障害者手帳で該当の級となった方については、手帳交付時に個別で案内をしています。また、要介護認定3以上となった方については、介護保険証の送付時に案内を同封しています。

◆活用方法

避難行動要支援者名簿の情報提供に同意いただいた方の情報は、平常時から、お住まいの地域を担当する民生委員、自治会、社会福祉協議会、消防署、警察署に提供します。自力で避難することが難しい方は、災害時に地域で孤立してしまう恐れがあるため、関係機関では、提供された情報に基づき、地域の避難行動要支援者の把握、個々の状況の確認、避難訓練等、災害に備えたそれぞれの活動に活用します。



関市避難行動要支援者名簿情報の外部提供同意書

私は、次の①～⑥の内容を確認し、災害対策基本法に基づき関市が作成する避難行動要支援者名簿を、**消防機関、警察機関、社会福祉協議会、民生委員、自治会**へ提供することに同意します。

- ① 同意を得て避難支援等関係者に提供された個人情報、災害時の避難支援活動のほか、地域の防災訓練（要支援者の避難行動の確認）などにも活用します。
- ② 自治会や民生委員などが、名簿に登録された方の状況を確認するため、お宅を訪問する事があります。
- ③ 名簿に登録することにより、災害時の避難支援の保証されるものではありません。また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。
- ④ 施設入所や家族との同居などを理由に避難支援の必要がなくなった場合は、市へ届出をしてください。要件に該当しなくなった場合は、情報提供は行いません。
- ⑤ 転居などで、名簿の登録状況に変更が生じた場合、避難支援等関係者に正確な情報を伝えるため、変更の届出が必要です。
- ⑥ 別紙「個別避難計画作成に向けたチェックシート」で不明な点について、市が保有している情報（自宅の建築年月など）をもとに、個別避難計画の作成をすることに同意するものとなります。

関市からの お願い

公的機関による救助・援助の「公助」だけでは、被害にあった人がたくさんいる場合、救助・援助する側の手が足りません。一人ひとりを助け、守ることに必要不可欠となるのは、「自分の身は自分で守る：自助」と、「自分たちの地域は自分たちで守る：共助」という考えをもち、日ごろから災害に備えておくことが重要です。

【同意の署名】日にちを記入し、署名してください。

関市

(署名) 令和 年 月 日 住所 _____

氏名 _____

※登録者本人が「自署できない」又は「未成年」などの場合は、代理人が記入してください。

(代理人) 氏名 _____ (本人との関係) _____



【問合せ先】					
名簿に関すること	福祉政策課	直通電話	(0575) 23 - 7798		
		FAX	(0575) 23 - 7748		
防災に関すること	危機管理課	直通電話	(0575) 23 - 7048		
		FAX	(0575) 24 - 4119		
【郵送先】※別紙「チェックシート」を同封し、返信用封筒で返信してください (切手は不要です)					
〒501 - 3802 関市若草通3丁目1番地 関市福祉政策課宛て					
関市 使用欄	受付日	令和	年	月	日
	名簿登載日	令和	年	月	作成
		入力	特記事項		

4 個別避難計画

個別避難計画とは、発災時に避難行動要支援者が「どこへ」「だれと」避難するかをあらかじめ定めておく計画で、避難行動要支援者に対する避難支援等を実効性のあるものとするために作成するものです。

令和元年の台風 19 号をはじめ近年多発している豪雨災害において、高齢者などの死亡率が高かったことから、風水害に対して、事前に行うべき避難準備や避難、避難時における支援者などを明確化した計画の作成を進めていくこととなりました。

なお、個別避難計画は、より良い避難を実現しようという趣旨のものであって、個別避難計画作成の関係者等に対して、計画に基づく避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではありません。

(1) 対象者

避難行動要支援者名簿に登録されている方のうち、個別避難計画の作成に同意する方が対象です。

(2) 個別避難計画作成の流れ

「個別避難計画作成に向けた聞き取りチェックシート」をもとに計画を作成していきます。書類はご本人またはご家族の方に記入いただくことが基本ですが、個別避難計画を作成するにあたり、「どこへ避難したら良いのかわからない」、「身近に避難支援をしてくれる人がいない」等の理由で、ご自身で作成することが困難な場合は、避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職の方等から作成の支援を受けることも考える必要があります。

(3) 登録の更新について

3年に1回、避難行動要支援者名簿の更新と併せて、個別避難計画の登録情報も更新します。

(4) 備考

- ・支援者の方や家族の安全が前提となるため、必ず支援が行われることを約束するものではありません。また、支援者の方が法的な責任や義務を負うものではありません。
- ・個別避難計画における支援者は行政があっせんを行うものではありません。原則として、普段からお付き合いのある支援者を記入いただくこととなります。
- ・避難支援を必要とする方も、日頃からご近所の方など地域の皆さんと顔の見える関係づくりを心掛けるとともに、自らの安全を確保するため、できるだけ防災対策の検討をお願いします。

記入例

個別避難計画作成に向けたチェックシート

■本人の状況

本人の状況	在宅時に過ごしている部屋はどこですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 日中 (1階リビング) <input checked="" type="checkbox"/> 夜間 (1階寝室)
本人の状況	自分で移動はできますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 歩ける ⇒ 杖 (有) 歩行器 (有) 自力での2階移動 (可) (不可) <input type="checkbox"/> 歩けない ⇒ 車いす (有・無)
本人の状況	自分で助けを呼ぶことができますか？ <input checked="" type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない
本人の状況	視力はどうですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 見える ⇒ メガネ (有) (無) <input type="checkbox"/> 見えない ⇒ メガネ (有・無)
本人の状況	聴力はどうですか？ <input type="checkbox"/> 聞こえる ⇒ 補聴器 (有・無) <input type="checkbox"/> 聞こえない ⇒ 補聴器 (有・無)
本人の状況	食事はどうですか？ <input type="checkbox"/> 介助なしにできる <input checked="" type="checkbox"/> 介助が必要 ⇒ (持続ポンプが必要)
本人の状況	排泄はどうですか？ <input type="checkbox"/> 介助なしにできる <input checked="" type="checkbox"/> 介助が必要 ⇒ (おむつが必要)
本人の状況	医療機器は使用していますか？ <input checked="" type="checkbox"/> あり ⇒ (名称：人工呼吸器、パルスオキシメーター、吸引器) <input type="checkbox"/> なし
本人の状況	上記以外で配慮すべきことはありますか？ 医療機器の電源が必要、寝たきり、コミュニケーションができない
福祉・医療サービス	身の回りに福祉専門職はいますか？ (ケアマネジャー、相談支援員など) <input checked="" type="checkbox"/> あり ⇒ 【事業所名：●●センター】 <input type="checkbox"/> なし 【担当者名：佐藤さん】 福祉サービスは利用していますか？ (介護サービス・障害サービスなど) <input checked="" type="checkbox"/> あり ⇒ 【事業所名：●●デイサービス】 <input type="checkbox"/> なし 【内容：介護サービス】 かかりつけの医療機関はありますか？ (クリニック・病院など) <input checked="" type="checkbox"/> あり ⇒ 【機関名：●●●●病院】 <input type="checkbox"/> なし

裏面の記入もお願いいたします

個別避難計画作成に向けたチェックシート

●●●●年●●●●日 作成

■本人の基礎情報

氏名	若草 太郎
性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
血液型	<input type="checkbox"/> A型 <input type="checkbox"/> B型 <input checked="" type="checkbox"/> O型 <input type="checkbox"/> AB型
生年月日	大・昭・平・令 ●●年 ●●月 ●●日
住所	関市若草通3丁目1番地
自治会	若草自治会
電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> あり (●●●● - ●● - ●●●●) <input type="checkbox"/> なし
携帯番号	<input checked="" type="checkbox"/> あり (●●● - ●●●● - ●●●●) <input type="checkbox"/> なし
FAX番号	<input type="checkbox"/> あり (- - -) <input checked="" type="checkbox"/> なし
避難支援を必要とする理由	<input checked="" type="checkbox"/> 75歳以上のみ世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 要介護3以上 <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 身体手帳1～2級 <input type="checkbox"/> 精神手帳1～2級 <input type="checkbox"/> 療育手帳A～A2判定

■住まいの状況と災害リスク

住まいの種類はどれですか？	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅
住まいはどのような構造ですか？	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨・鉄筋
住まいの建築時期はいつですか？	※1981年(S56年)に新耐震基準が適用されたため <input type="checkbox"/> 1980年(S55年)以前 <input checked="" type="checkbox"/> 1981年(S56年)以後
家具の固定はしていますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 可能な限りしている <input type="checkbox"/> していない
住まいの土砂災害のリスクはどれに該当しますか？	※①・②でチェック <input checked="" type="checkbox"/> ロットゾーン (建築物の損壊や住民の生命に多大な影響を及ぼす地域) <input checked="" type="checkbox"/> イエローゾーン (土砂災害の可能性が予想される地域) <input type="checkbox"/> 自宅は安全 <input type="checkbox"/> 分らない
住まいの洪水のリスクはどれに該当しますか？ (L1：計画規模降雨) ※①・②でチェック	<input type="checkbox"/> 0.5m未満 (床下浸水) <input type="checkbox"/> 0.5～3.0m未満 (1階部分が水没) <input checked="" type="checkbox"/> 3.0m以上 (2階部分が水没) <input checked="" type="checkbox"/> 自宅は安全 <input type="checkbox"/> 分らない
住まいの想定最大震度はどれに該当しますか？ ※①・③でチェック	<input type="checkbox"/> 震度5強 <input type="checkbox"/> 震度6弱 <input checked="" type="checkbox"/> 震度6強 <input type="checkbox"/> 震度7 <input type="checkbox"/> 分らない
住まいの液化化発生の可能性はどれに該当しますか？ ※①・③でチェック	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> 極めて低い <input type="checkbox"/> 判定が不要 <input type="checkbox"/> 分らない

個別避難計画作成に向けたチェックシート

■ 避難支援者

災害時の緊急連絡先 … 鈴木 太郎	近隣支援者
緊急連絡先の住所 … 関市若草通2丁目番地	<input checked="" type="checkbox"/> 近所付き合いがある ↓ 下記へ記入 <input type="checkbox"/> ほとんどない
緊急連絡先の連絡先 … ●●●● - ●●●● - ●●●●	①氏名・関係性 高橋 花子 ・ 近所の友人
同居者	②氏名・関係性 田中 鮎子 ・ 近所の親せき
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ↓ 下記へ記入 <input type="checkbox"/> 無	
①氏名・関係性 鈴木太郎・子	
②氏名・関係性 鈴木和子・子の妻	
①連絡先 ●●●● - ●●●● - ●●●●	
②連絡先 ●●●● - ●●●● - ●●●●	

■ 具体的な避難方法 ※水害・土砂災害が安全でも、地震の被害も想定する必要があります。

(水害) 避難先はどこですか？

自宅 … (判断基準: 浸水エリア外・浸水エリア内だが、浸水深が3.0m未満で2階部分に避難すれば安全が確保できる) ※記載例: 水害の危険性がない親戚・友人宅など

自宅外 ⇒ () ※記載例: 水害の危険性がない親戚・友人宅など

(土砂災害) 避難先はどこですか？

自宅 … (判断基準: 土砂災害警戒区域外・イエローゾーン内に位置しているが、建物が鉄骨(鉄筋)造) ※記載例: 土砂災害の危険性がない親戚・友人宅など

自宅外 ⇒ (土砂災害の危険性がない親せき宅) ※記載例: 土砂災害の危険性がない親戚・友人宅など

(地震) 避難先はどこですか？

自宅 … (判断基準: 1981年(S56年)以降に建築された建物に居住・耐震補強がされた建物に居住) ※記載例: 近所の公園や耐震補強がされている親戚宅など

自宅外 ⇒ (土砂災害の危険性がなく、耐震補強がされている親せき宅) ※記載例: 近所の公園や耐震補強がされている親戚宅など

避難方法

自分自身で非常持出品を準備できる、物は持てないが安全な場所まで避難できるなど

蓄電池などの備えはしている。非常持出袋を玄関に置いてあるので、すぐに避難ができる。

避難の際、避難支援者による支援を必要としていますか？

自宅内に留まる場合

支援が必要 ↓ 下記へ記入 支援は不要

支援者① 鈴木 太郎 支援者② 鈴木 和子

支援内容 蓄電池などの備えはしているが、停電が長い間続いた際は、医療機器の電源が必要。

自宅外に避難する場合

支援が必要 ↓ 下記へ記入 支援は不要

避難先 親せき宅 避難手段 車 徒歩 その他 ()

支援者① 鈴木 太郎 支援者② 鈴木 和子

支援内容 蓄電池などの備えはしているが、停電が長い間続いた際は、医療機器の電源が必要。

※自宅内に留まる場合の支援例 (2階への階段の昇り降りなど)

※自宅外への避難の支援例 (車イスを押す、荷物を持つなど)

5 災害に関連した市の取組について

(1) 関市あんしんメール

あなたの携帯電話やスマートフォンに、市が発信する情報をお届けします。大切な情報が、いつでも文字で確認できます。ぜひご登録ください。

- ・ 防災情報……避難指示の発令や指定避難所の開設情報
- ・ 気象情報……関市に発表される注意報や警報の情報
- ・ 防犯情報……不審者情報や詐欺発生の情報
- ・ 生活安全情報……行方不明者や熊の出没情報
- ・ イベント行事情報……市が主催、共催するイベント情報
- ・ リサイクル環境情報……資源回収やごみ収集の情報
- ・ 子育て支援情報……健診や子育て教室の開催情報

<メールで情報を受け取りたい方> 



- ① 次のいずれかの方法で空メール送信の準備をします。
 - ・ 右の二次元コードを読み取る。
 - ・ メールの新規作成画面を開いて次のアドレスを直接入力する。「t-seki@sg-p.jp」
 - ・ インターネットで「関市あんしんメール」を検索して登録案内サイトを開き、「空メールを送信する」ボタンを押す。
- ② メール送信画面で、件名・本文を空欄にしたまま送信します。
※迷惑メール拒否を設定している場合は、次のアドレス（ドメイン）のメールが受信できるように設定してください。「seki-anshinmail@sg-m.jp」
- ③ 返信があったメールの本文に記載された URL（青字）から登録サイトを開きます。
- ④ 利用規約に同意し、配信を希望する情報と居住地区を選んで会員登録をします。

<LINE の登録方法>



- ① 右の二次元コードを読み取ります。
- ② 表示される画面で「追加」を押すと、関市 LINE 公式アカウントからメッセージが届きます。
- ③ メッセージ本文に記載された URL から登録画面を開きます。
- ④ 利用規約に同意し、配信を希望する情報と居住地区を選んで会員登録をします。



(2) 関市障がい者災害時支援バンダナ

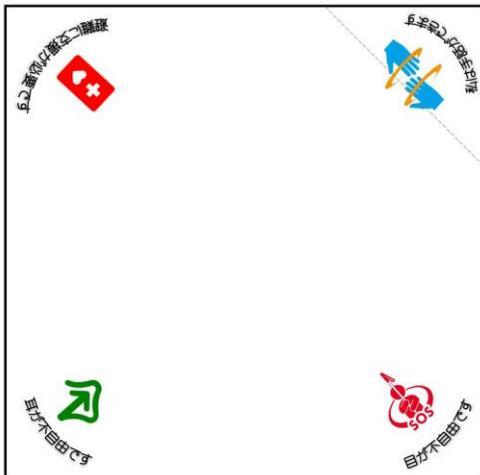
※関市役所福祉政策課窓口で希望される方に配布

支援が必要であることが理解されにくい障がいのある方が着用することにより、避難所などでコミュニケーションを円滑にすることができます。

このバンダナは、四隅に「耳が不自由です」「目が不自由です」「私は手話ができます」「避難に支援が必要です」の4種類のメッセージが記されており、周囲の人がどのようなことに配慮すれば良いのか分かるようになっています。

<バンダナ仕様>

サイズ 縦 90cm×横 90cm



<着用例>



(3) ヘルプマーク

※関市役所福祉政策課または各地域事務所・西部支所窓口で希望される方に配布

「ヘルプマーク」は、外見からは分かりにくいけれども援助や配慮を必要とする方が、周囲にそのことを知らせるためのマークです。ストラップを使用して、かばんなどに付けることができます。

- ・必要に応じて、カードの片面に、付属のシールを貼ることができます。
- ・シールには、伝えたい情報を記入することができます。

【シール記入例】ご自身が必要とする支援内容を記入します。

わたし <small>わたし</small> <small>みな</small> <small>皆さんの</small> <small>しえん</small> <small>ひつよう</small> 私は皆さんの支援が必要です。
か <small>か</small> <small>れんらく</small> 下記に連絡してください。
わたし <small>わたし</small> <small>なまえ</small> 私 の名前
れんらく <small>れんらく</small> <small>きき</small> <small>でんわ</small> 連絡先の電話 1
よ <small>よ</small> <small>んで</small> <small>ほしい</small> <small>ひと</small> <small>の</small> <small>なまえ</small> 呼んでほしい人の名前
れんらく <small>れんらく</small> <small>きき</small> <small>でんわ</small> 連絡先の電話 2
よ <small>よ</small> <small>んで</small> <small>ほしい</small> <small>ひと</small> <small>の</small> <small>なまえ</small> 呼んでほしい人の名前



